札幌市白石区北郷五条八丁目一番一から同市白石区北郷五条八丁目一〇二四番三まで

北海道夕張郡長沼町九九〇番一から同町九八九番三まで

北海道夕張郡栗山町字滝下三番七地先から同町字滝下六番四まで

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

六(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五〇林班から同町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署八七林班は小班まで	前	A 二〇・〇二～一九三・〇〇メートル B 一三・七〇～一六七・五〇メートル	一・〇五七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一八・九五～一六七・五〇メートル	〇・九六七キロメートル	
北海道十勝郡浦幌町字養老四八番一から同町字養老六七番一まで	前		一九・七〇～五四・〇〇メートル	
	後		一一・〇〇～二三・〇〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

七(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道上川郡上川町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二六〇林班から同町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二六一林班ろ小班まで	前	二〇・〇二～二九三・〇〇メートル	〇・二五三キロメートル	
	後	二五・〇〇～三一・〇〇メートル	〇・二五三キロメートル	
北海道上川郡上川町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二六〇林班から同町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二六一林班ろ小班まで	前	三一・八〇～三六・二〇メートル	一・一九二キロメートル	
	後	二三・〇〇～二四・五〇メートル	〇・三〇七キロメートル	
北海道十勝郡浦幌町字養老六三番一から同町字養老六七番一まで	前	二四・五〇～三四・〇〇メートル	〇・三〇七キロメートル	
	後			

供用開始の期日　平成二十二年七月二日

国会事項

衆議院

辞令

（議長秘書）衆議院参事　山口　修
（事務次長）同　清土　恒雄
（庶務部長）同　齋藤　裕人
（庶務部営繕課ＰＦＩ推進室長）同　土屋洋太郎
（管理部印刷課長）同　栗原　錦一
（管理部業務課長）同　小林　敬臣
（総務委員会専門員）衆議院常任委員会専門員　大和田幸一
（外務委員会専門員）同　清野　裕三
（財務金融委員会専門員）同　首藤　忠則
（文部科学委員会専門員）同　芝　新一
（農林水産委員会専門員）同　板垣　芳男
（国土交通委員会専門員）同　石澤　和範
（安全保障委員会専門員）同　金澤　昭夫
（国家基本政策委員会専門員）同　桂　富夫
（予算委員会専門員）同　杉若　吉彦
（決算行政監視調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　田中　進

願により本職を免ずる（各通）（六月三十日）

衆議院法制局

辞令

（法制主幹法制企画調整部総務課長事務取扱）衆議院法制局参事　雨宮　由卓

願により本職を免ずる（六月三十日）

参議院

答弁書受領

六月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員澤雄二提出新型インフルエンザ対策に関する質問に対する答弁書（第一一〇号）

参議院議員山下栄一提出日本語教育の体制強化に関する質問に対する答弁書（第一一一号）

参議院議員紙智子提出矢臼別演習場における米海兵隊実弾砲撃訓練に関する質問に対する答弁書（第一一二号）

参議院議員弘友和夫提出「医薬品の郵送販売規制の省令」に関する質問に対する答弁書（第一一三号）

参議院議員小池晃提出入院中の患者の他医療機関受診にかかる規制に関する質問に対する答弁書（第一一四号）

参議院議員小池晃提出社会保険病院、厚生年金病院、船員保険病院の存続に関する質問に対する答弁書（第一一五号）

参議院議員小池晃提出出産育児一時金直接支払制度の実施を延期している施設名の公表に関する質問に対する答弁書（第一一六号）

裁判官訴追委員会

辞令

（事務局長）裁判官訴追委員会参事　向大野新治

願により本職を免ずる（六月三十日）　杉若　吉彦

裁判官訴追委員会参事に任命する

事務局長を命ずる（七月一日）

人事異動

内閣

日本銀行政策委員会審議委員に任命する（七月一日）　森本　宜久

金融庁

（総務企画局政策課長）内閣府事務官　神崎　康史

兼ねて総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長を命ずる

（証券取引等監視委員会事務局証券検査課長）同　其田　修一

兼ねて証券取引等監視委員会事務局証券検査監理官を命ずる

（総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長）同　井上　健一

（証券取引等監視委員会事務局証券検査監理官）同　臼井　洋二

願により本官を免ずる（各通）（以上六月三十日）

法務省

（札幌矯正管区第二部長）法務事務官　中原　孝文

網走刑務所長に転任させる（六月二十四日）